

JIS

鉄道—線路用語

JIS E 1001 : 2001
(JRCEA/JSA)

(2005 確認)

平成 13 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本鉄道施設協会 (JRCEA)/財団法人日本規格協会 (JSA) から工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS E 1001 : 1988は改正され、この規格に置き換えられる。

主務大臣：経済産業大臣 制定：昭和51.3.1 改正：平成13.3.20

官報公示：平成13.3.21

原案作成者：社団法人日本鉄道施設協会 (〒110-0008 東京都台東区池之端2丁目9-7 : TEL 03-3823-5200)

財団法人 日本規格協会 (〒107-8440 東京都港区赤坂4丁目1-24 : TEL 03-5770-1573)

審議部会：日本工業標準調査会 鉄道部会 (部会長 石田 義雄)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省 産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 : TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

鉄道—線路用語

E 1001 : 2001

Railway—Permanent way vocabulary

序文 この規格は、1976年に制定され、1988年に改正されて今日に至っている。今回の改正に当たっては、その後の技術の進歩に伴って新しく生まれた用語や使用しなくなった用語を取捨し、また、定義を修正するとともに、“旧JIS Z 8301 : 1990 (規格票の様式) 参考3 (日本工業規格における用語規格のまとめ方)” 及び “ISO/IEC Directives Part 3 Rules for the structure and drafting of International Standards” を参考として作成した。

1. **適用範囲** この規格は、鉄道の線路に関する主な用語について規定する。

2. **引用規格** この規格における引用規格は、次による。

JIS E 1101 普通レール及び分岐器類用特殊レール

JIS E 1108 犬くぎ

JIS E 1110 炭素鋼製タイプレート

JIS E 1111 アンチクリーパ

JIS E 1117 緩衝用軌道パッド

JIS E 1122 中継レール

JIS E 1126 伸縮継目

JIS E 1311 鉄道—分岐器類用語

JIS E 4001 鉄道車両用語

3. **分類** 用語の分類は、次による。

- a) 線路一般
- b) 軌道構造及び材料
- c) 検査
- d) 保線作業
- e) 保線機械器具
- f) 軌道強度

4. **用語、定義及び対応英語** 用語、定義及び対応英語の表記は、次による。

備考1. 用語の下に () で示したものは、読み方である。

2. 用語で () を付けた漢字は常用漢字外であり、用語には含めない。

3. 対応英語 (参考) で、(英)、(米) を付したものは、英米両国での呼び方である。